

1.熊本県・熊本市の被災状況等について

熊本県の被災状況等

人的被害・住家被害等【熊本県第14回災害対策本部会議資料より】



被害状況

第14回 災害対策本部会議資料

【災害対策本部室】

R7.9.25（木）15:00時点

【人的被害】

（死 亡）4名 熊本市：男性1名 / 八代市：女性1名 / 甲佐町：男性1名、女性1名
（行方不明）1名 熊本市：男性1名
（重 傷 者）3名
（軽 傷 者）22名

【住家被害】合計9,087棟

○ 全壊：22棟 半壊：2,360棟 一部破損：5,024棟 床上浸水：1,336棟 床下浸水：345棟

【避難情報】

○ 避難指示：3市町,11世帯,30名

【避難者数】合計：2市、81名

○ 指定避難所：1市,2か所,26名 福祉避難所：1市,1か所,5名 その他避難所（宿泊施設等）：2市,4か所,50名

【孤立集落数】

○ 無し

【ライフライン及び通信の状況】

○ 停電・通信エリアへの影響 無し

【住家被害認定調査進捗状況・罹災証明書交付状況】 ※詳細は別紙のとおり

○ 一次・二次調査申請件数（a）：8,497件 交付件数（b）：7,522件 交付率【目安】（b/a）：88.5%
（内訳）一次調査申請件数：7,803件 二次調査申請件数：694件

各機関の救出・救助実績

合計（延べ）：265名 （警察：59名 消防：206名）

※数値は今後の検証において変更することがあります。

【内訳】 ① 8月10日から大雨（～9月5日） 238名（警察：59名 消防：179名）

② 9月10日（線状降水帯発生） 27名（警察：0名 消防：27名）

人的被害・住家被害等【熊本市報道資料より】

8月10日から大雨に関する熊本市の被害状況報告(第31報)

(令和7年9月26日 15時00分時点)

■人的被害 7件

○死亡 1件

・南區城南町にて同居人不在との通報。本人と思われる遺体を8月13日浜戸川で発見。身元確認により本人と断定。

○行方不明 1件

・北區賈町で1名が不明のため、8月15日と9月5日に合同一斉捜索を実施し発見に至らず。その後は、警察・消防等により通常業務の中で確認を継続。

○軽中等症 5件

・車流出から救出後、低体温症にて搬送されたもの
・転倒したもの(自転車走行中、バイク走行中、避難中)

■住家被害

(1) り災証明書の申請件数 2,186件(9月25日終了時点)

(2) り災証明書の発行件数(※) 1,946件(9月25日終了時点)

※発行件数は被害認定調査後に申請者に発行した証明書発行件数及び被害認定調査が不要で即日り災証明書を発行した数の合計。

(2)の内訳

全壊 0件、大規模半壊 1件、中規模半壊 17件、半壊 664件、準半壊 219件

一部損壊 1,044件、無被害 1件

(参考) 床上浸水 1,106件、床下浸水 712件、その他 127件、無被害 1件

※床上浸水、床下浸水いずれにも該当しない住家被害をその他に整理。

■道路に関する被害 203件

道路冠水 132件、道路通行止 20件、道路損壊 51件

■河川等に関する被害 15件

河川護岸崩壊 8件、水路損壊 2件、調整池損壊等 5件

■その他被害 321件

土砂災害 216件、その他倒木など 105件

2.熊本市への支援について

熊本市への支援について

派遣先	支援内容	支援実績	派遣期間	派遣人数（人・日）
熊本市	事業所被害調査業務 【危機管理室・産業振興局】	対応件数約500件	第1クール：R7.8.18～R7.8.22 第2クール：R7.8.25～R7.8.29	2人（10人・日） 2人（10人・日）
	住家罹災証明書受付・発行業務 【危機管理室・区役所】	対応件数約800件	第3クール：R7.9.1～R7.9.5 第4クール：R7.9.8～R7.9.12	2人（10人・日） 2人（10人・日）
合計				8人（40人・日）

- 8月14日の熊本市からの応援要請を受け「21大都市災害時相互応援に関する協定」に基づき「事業所被害調査業務」へ職員を派遣。
- 8月22日の追加応援要請を受け「住家罹災証明書受付・発行業務」へ職員を派遣。
- 9月5日に、熊本市から短期派遣の一定の区切りである1か月をもって本市へのさらなる応援要請は行わない旨の連絡があったため、第4クールにて派遣を終了し、**救援対策本部体制を終了する。**



（事業所被害調査業務）



（住家罹災証明書受付・発行業務）

※括弧書は本市被災時の業務所管局

【事業所被害調査業務（産業振興局）】

- 事業所被害調査は、住家被害認定調査・住家罹災証明書とは異なり、被害認定基準や様式等が明確ではない。
⇒店舗・事務所・工場等の被害に係る罹災証明書の受付・被害調査・交付の手順やフローをまとめたマニュアル等を産業振興局において令和7年度中に作成する。

【住家罹災証明書受付・発行業務（危機管理室・区役所）】

- 熊本市では、各区福祉課において受付・発行を担っていたが庁内での支援体制や交付方法、被災者生活再建支援システムの運用等に課題が見られた。
⇒令和6年度に導入した「被災者生活再建支援システム」を活用し、迅速かつ効率的に住家罹災証明書の受付・発行を行う体制等について「堺市防災対策推進本部会議」の専門部会である「被災者生活再建専門部会」（令和7年10月開催予定）において検討を進める。

3.今後の被災地支援方針について

- 被災地支援は、被災自治体における応急対策や復旧に貢献することはもとより、本市にとっても派遣経験を通じて災害対応の実践的経験を得られるものであり、本市職員の災害対応能力・危機管理意識の向上、応援から得られる経験を活かした受援体制の強化等に資する。
- 今後も応援体制の充実を図り、被災地からの応援要請内容に応じた業務所管局・区の職員を中心に積極的に被災地への職員派遣を行う。